

令和7年度
いじめ防止基本方針

四万十町立窪川小学校

はじめに
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

本校は、近隣校の児童数減少により平成23年度に若井川小学校、次年度には口神ノ川・丸山小学校と統合した。小規模校からの児童が早期に集団に溶け込み良好な関係が築けるように統合加配教員を中心に全教職員で取り組んできた。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもにかかわる大人一人一人が、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、果たしていかなければならない。

万が一いじめが発生した場合、いじめを受けづらい思いをしている児童の側に立ち、当該児童や保護者の心に寄り添いながら、一刻も早くその苦しみを解決する重責を本校全教職員は担う。

しかしながら、私たち教職員はすべてに精通し、何でも解決できるわけではない。そこで、児童の健やかな成長を推進するために、保護者、関係機関の方々との協力・連携が必要となる。
深刻な問題であればあるほど、また、対応が困難な問題であればあるほど、学校・教職員一人ひとりが、閉塞感に陥らないように、情報を共有し、力を結集して保護者や地域・関係機関の協力を得ながら、多角的視野からどのような支援ができるのかを考え、確実に有効的手段を実行する必要がある。

全国で起こった不幸な事例を繰り返さないためにも本校では、いじめ防止対策推進法制定を機に、いじめの予防、早期発見・早期対応の取り組みについて、対応策を具体的にまとめた。多くの事例に学び、教職員は一人ひとりの児童を大切にし、心に寄り添い、児童・教職員・保護者・地域そして関係各機関が繋がかりとなって、困難な課題も共により良い解決を見出す姿勢を持ち続け、いじめのない学校づくりに励むものとする。

また、校内外の研修を通して全教職員が児童を見つめる視点や有事の際の対応力、実践力の向上に努めていく。

上記の認識をもとに、本校ではここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように取り組まなければならない。

2. いじめの定義
(定義)

いじめ防止対策推進法 第2条

1. この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット

- トを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2. この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
3. この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
4. この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

『いじめの定義』（平成18年度文部科学省改訂）

- 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
- いじめ可否の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うもの
- いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない。

「冗談や悪ふざけ、悪気はなかった」としても、受け手側がその行為を苦痛と感じれば、それは「いじめ」に該当する場合がある。また、いじめは、学校生活における人間関係に起因するケースが大半と言える。
日頃の児童を見守る教職員の目がいじめの予防、早期発見に極めて重要となる。

- 具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
- ◎ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◎ 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ◎ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◎ 金品をたかられる。
- ◎ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◎ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◎ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等があげられる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、前法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを軽視するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたとし、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については当該法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

3. いじめ理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

4. いじめの防止

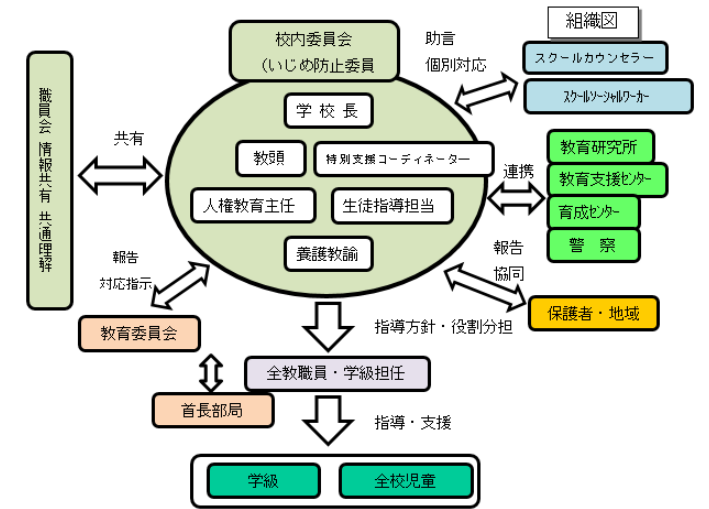
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、児童・教職員・地域・関係機関が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び児童に対して、以下のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。
- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (6) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5. いじめ防止のための組織

- いじめの防止、情報の共有・理解、事案対応のため「校内委員会」（いじめ防止委員会）を設置する。



(構成員)
学校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

(役割)

- i いじめ防止基本方針の策定 と見直し
- ii いじめの未然防止
- iii いじめの相談・通報の窓口
- iv 教職員の資質向上のための校内研修
- v 年間計画の企画と実施
- vi 年間計画進捗のチェック
- vii 各取組みの有効性のチェック

6. 年間計画【基本方針に沿って、以下の通り実施する。】

学期	月	低学年 1・2年	中学年 3・4年	高学年 5・6年	学校全体 及び教職員に関すること
一学期	4月	○学級学年開き(各学年) ○対面式 ○児童への相談窓口周知 ○児童情報の集約 ○家庭訪問 ○満足	○学級学年開き(各学年) ○対面式 ○児童への相談窓口周知 ○児童情報の集約 ○家庭訪問 ○満足	○学級学年開き(各学年) ○対面式 ○児童への相談窓口周知 ○児童情報の集約 ○家庭訪問 ○満足	○第1回いじめ防止委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ○校内支援会
	5月	○新縦割り連絡班 ○生活アンケート	○新縦割り連絡班 ○生活アンケート	○新縦割り連絡班 ○修学旅行(6年) ○生活アンケート	○校内支援会
	6月	○QU・学校生活アンケート実施	○QU・学校生活アンケート実施	○QU・学校生活アンケート実施 ○宿泊訓練(6年)	○QU・学校生活アンケートの分析 ○開かれた学校推進委員会 ○校内支援会
	7月	○個人面談 ○防犯教室	○個人面談 ○防犯教室	○個人面談 ○防犯教室 ○水泳記録会	○児童理解研修 ○第2回いじめ防止委員会(進捗確認) ○校内支援会
夏休み		夏休み中の児童の生活実態の把握			○校内研修 ○拡大校内支援会
二学期	9月	○運動会	○運動会	○運動会	○第3回いじめ防止委員会 (状況報告と取り組みの検証) ○校内支援会
	10月	○満足	○満足	○陸上記録会 ○満足	○校内支援会
	11月	○人権・道徳参観日 ○QU・学校生活アンケート実施	○人権・道徳参観日 ○QU・学校生活アンケート実施	○人権・道徳参観日 ○QU・学校生活アンケート実施	○QU・学校生活アンケートの分析 ○校内支援会
	12月	○マラソン大会 ○個人面談	○マラソン大会 ○個人面談	○マラソン大会 ○個人面談	○第4回いじめ防止委員会(2学期の集約) ○人権教育研修会 ○校内支援会
冬休み		冬休み中の児童の生活実態の把握			
三学期	1月			○中学校体験入学(6年)	○第5回いじめ防止委員会 ○校内支援会
	2月				○第6回いじめ防止委員会 (年間の取り組みの検証) ○人権教育研修会 ○開かれた学校推進委員会 ○校内支援会
	3月	○卒業式	○卒業式	○卒業式	○校内支援会
春休み		春休み中の児童の生活実態の把握			

7. 学校におけるいじめ防止の具体的な取組

- (1) 学校の最重点目標の一つとして、いじめや卑怯な振る舞いは「しない」「させない」「許さない」ことを掲げ、組織的に取り組む。
- (2) 子どもたちが、特別活動や総合的な学習の時間等において、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、他者や集団と何かに取り組むことの楽しさ、人のすばらしさ、生命に対する畏敬の念などを自らが発見するような体験活動の充実を図る。
- (3) 全教育活動を通じた人権教育の推進を「窪川小人権教育年間指導計画」をもとに実施し、いじめのないすべての子どもに喜びと生きがいを持つことのできる学校づくりを推進する。
- (4) 子どもたちの心情が揺さぶられるような教材や資料に出合わせ、人としての「気高さ」や「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止できるような道徳教育の充実を図る。
- (5) 人権に関する教育講演会、人権教育参観日や道徳教育参観日を実施する。
- (6) 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。

8. いじめの早期発見

- (1) 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- (2) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する。(QU アンケート年2回、学校生活アンケート年3、4回)
- (3) 定期的な個別の聞き取り・相談の機会としては、毎週開かれるSC相談室開設、年間3、4回の学校生活アンケートの結果による児童への聞き取りや1、2学期末に行われる保護者との個人面談等がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びや悪ふざけのようにも見えるものに気になる行為があった等の情報を全教職員間で共有していく。
- (4) 職員会・校内研(週1回)の始めには児童理解コーナーを設け、気になる児童の様子を常に全教職員間で情報の共有化を図る。また、QU分析や学校生活アンケート分析、学級経営についての報告会、個別の指導計画共有、校内支援会での報告会などを行い、事例報告を様々な機会を通して共有化を図る。
- (5) 教職員は些細なことでも気になることがあれば、同僚や管理職(複数)に相談する。年度を挟んで教職員が異動になってもしっかり引継ぎができるようにしておく。
- (6) 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校での様子について綿密に連絡を行う。
- (7) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。また、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- (8) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理を行う。

9. いじめの発見・認知・対応

(いじめの発見・通報を受けたときの対応)

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」「友だち関係でしんどい」などの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。(その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。)
- (3) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導担当、特別支援コーディネーター、管理職に報告し、「校内委員会」を即時開催する。この開催により「校内委員会」は「いじめ対策委員会」として機能し組織的に対応を開始する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 事実確認の結果、「いじめが認知された場合」、学校長が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関・専門家との情報共有・連携しての対応を図る。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、担任が中心となり家庭訪問等により直接会って、より丁寧に対応する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

(いじめられた児童又はその保護者への支援)

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を整備し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を確保する。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人物(親しい友人や教職員、家族、地域の人)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

(いじめた児童への指導またはその保護者への助言)

- (1) 速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる児童からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、事実の確認を行い、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、その生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめた背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に再発を防止する措置を取る。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた児童、見て見ぬふりをしていた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させる。
- そのような児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。この場合には臨時集会を開き、学校長等からの全体への話の後に各学年・学級で確認指導を重ねるなどの措置を講じる。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげて教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童の対応を見直していく。

(ネット上のいじめへの対応)

- (1) ネット上で発生する諸問題はスマートフォン等の端末及びLine等無料SNSアプリの急速な普及のため、以前より児童がネットを介してのトラブルに関係する事案が出始めている。ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、ネット上のトラブルはその性質上、本校以外の学校や個人との間に発生する場合も多い。この場合「いじめ対策委員会」で情報収集・事実確認を行った後、学年主任・学校長、場合によっては教育委員会が当該事案の相手側と対応にあたる。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、防犯教室において、また所轄警察署の担当者による「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、学級活動計画の中に「インターネットの使い方」の学習を取り入れ、学級活動(2)で中学年以上が行い、未然防止を図る。

10. 以下に示す重大事態が発生した場合は、速やかに四万十町教育委員会に報告し、対応について指導・助言を仰ぐ
- (重大事態の解釈)

「児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」

- 1 児童が自殺を企画した場合(疑いがある場合)
- 2 身体に重大な障害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害をこうむった場合
- 4 精神的な疾患を発症した場合 等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 年間30日間の欠席を目安とする。(不登校を除く)
 - 2 一定期間連続して欠席しているような場合(不登校又は理由のはっきりしている病欠を除く)
- ※児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという直接の申し立てがあったときも、上記同様に重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

(重大事態への対処：初期情報集約)

速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、初期情報の収集を行い、可能な限り事態の概要を明らかにする。

- 1 いつからなのか
- 2 被害・加害・関係児童等
- 3 いじめの内容(誰から行われ、どのような状態であったか)
- 4 いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題点 等
- 5 学校・教職員がどのように対応したのか

(重大事態への対処：報告・調査・役割指示)

「いじめ対策委員会」は初期情報の集約が済んだ後、四万十町教育委員会に報告し、教育委員会に確認のうえで関係児童の保護者に対して報告を行う。並行して双方関係児童の担任及び学年に詳細情報の調査・把握を指示する。この場合、因果関係の特定を最優先せず、客観的な事実を明らかにする。

(重大事態への対処：詳細の報告)

調査により明確となった詳細情報は四万十町教育委員会に報告するとともに、教育委員会に確認のうえで当該児童保護者への報告を行うとともに、必要に応じて保護者会を開いて報告する。

重大事態が法に抵触する場合又は犯罪性のある場合には教育委員会に確認のうえ所轄署である窪川警察署に事態の報告・通報を行う。

(重大事態への対処：事態の解決)

「いじめ対策委員会」は重大事態の解決に向け(組織図)、専門家、関係機関と連携して対応を図る。事態が一定の解決をした後にも、定期的に当該生徒及び関連する生徒・集団に対し再発防止のため再調査を行う。

